

委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 「中小企業等業務改善応援事業補助金」事務委託

委託料の額 金 円
(うち取引に関する消費税及び地方消費税の額 円)

委託の期間 着手 令和8年 月 日

履行期限 令和9年 3月31日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(派遣就業に係る基本姿勢)

第2条 甲及び乙は、労働者派遣法（昭和60年法律第88号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令及び本契約を遵守し、派遣労働者に対し適正な労務管理を行うこととする。

2 甲は、本契約に定めた業務以外の業務に派遣労働者を従事させてはならない。

(派遣労働者の勤務場所・業務内容等)

第3条 次に掲げる事項については、別紙仕様書のとおりとし、仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

- (1) 業務の実施場所
- (2) 労働者派遣契約の履行期間等
- (3) 派遣人数及び業務従事予定時間数
- (4) 勤務日時
- (5) 業務の内容等
- (6) 派遣労働者の条件
- (7) その他必要な事項

(派遣受入期間)

第4条 派遣労働者の派遣期間は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 乙は、仕様書に定める業務従事予定時間数に契約単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 乙は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。

3 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。

4 甲は、乙が財務規則第229条第1項各号の規定に該当すると認めたときは、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(乙の履行義務等)

第6条 乙は、甲に対して、本契約及び仕様書に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければならない。また、甲乙協議の上、仕様書が変更されたときは、変更された仕様書に従って派遣業務を実施しなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約及び本契約に関連して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

(再派遣等の禁止)

第8条 乙は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を甲に再派遣してはならない。

2 乙は、派遣業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(派遣業の許可の明示)

第9条 乙は、本契約を締結するに当たり、あらかじめ甲に対し、労働者派遣法第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。

2 乙は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、本契約期間中に、労働者派遣法第10条に規定する有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(派遣労働者等の通知)

第10条 乙は、本契約に係る派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第35条に定める事項を甲に通知しなければならない。

(個別派遣契約の締結)

第11条 甲及び乙は、前条の規定により通知を受けたものについて、労働者派遣法第26条第1項各号に掲げる事項を定めた個別派遣契約（以下「個別契約」という。）を締結するものとする。

2 乙は、甲に労働者を派遣する都度、「労働者派遣通知書」を作成し、甲に通知する。

3 前項の「労働者派遣通知書」について、甲が承諾し受領したことをもって個別契約の成立とし、当該「労働者派遣通知書」を個別契約として取り扱うものとする。

(管理台帳の作成)

第12条 甲は、労働者派遣法第42条第1項に規定する派遣先管理台帳を作成しなければならない。

2 乙は、労働者派遣法第37条第1項に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

(就業の確保)

第13条 甲及び乙は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、派遣業務の遂行に支障を生じ、又は甲の信用を害する等の不都合が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲が派遣労働者に対し、その指揮命令下に労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反の生じることのないよう、時間外・休日労働協定その他所定の法令上の手続をとらなければならない。

3 乙は、労働保険及び社会保険の適用に係る手続を適切に進め、労働保険及び社会保険に加入する必要がある派遣労働者についてはその加入手続後、派遣を行うものとし、その経費負担は乙が行うものとする。ただし、新規雇用する派遣労働者について派遣を行う場合であって、当該派遣労働者の派遣開始後、速やかに乙の経費負担において、労働保険及び社会保険の加入手続を行う場合は、この限りでない。

4 乙は、労働基準法に基づき、派遣労働者には派遣業務に支障のない範囲において有給休暇の取得を認めるものとし、その経費負担は乙が負うものとする。

5 乙は、前項の規定により派遣労働者が休暇を取得するときは、原則として事前に甲に対して通知するものとする。

6 甲は、この派遣業務の遂行に必要な施設、設備等を甲の業務に支障ない範囲において、派遣労働者に使用させることができる。

(代替要員の確保)

第14条 乙は、派遣労働者の病気、事故、休暇の取得その他の事由により勤務できない場合は、速やかに甲にその旨を通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により派遣労働者が勤務することのできない場合には、乙に対して当該勤務することができない期間中の代替の派遣労働者の派遣を要請することができるものとする。

3 乙は、前項の規定により甲から代替の派遣労働者の派遣要請があった場合には、その要請に

応じるものとする。

4 前項の代替の派遣労働者に対する契約単価等の諸条件は、本契約に準じるものとする。

(派遣先責任者・派遣元責任者・指揮命令者の選定)

第15条 甲及び乙は、それぞれ自己が雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から「派遣先責任者」及び「派遣元責任者」を選任し、甲乙協力して適正な派遣就業のための措置を講じなければならない。

2 甲は、自己の事業のために派遣労働者を直接指揮命令・指導する「指揮命令者」を自己の雇用する労働者の中から定めなければならない。

(指揮命令等)

第16条 派遣労働者は、その派遣業務の実施に当たり、甲が定めた指揮命令者の指示に従うものとする。

2 指揮命令者は、派遣労働者を仕様書に定める業務以外に従事させないように留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理することができるよう、業務処理の方法その他必要な事項を指揮命令・指導しなければならない。

3 乙は、派遣労働者に対し、甲の指揮命令等に従って業務を遂行するとともに、職場の秩序及び規律の維持に努めるよう指導教育しなければならない。

(就業環境の安全及び衛生等)

第17条 甲及び乙は、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に定める規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生確保に努めるものとする。

2 甲は労働者派遣法その他の関係法令及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）に従い、セクシュアルハラスメントの防止等適正な就業環境の確保に努めるものとし、乙は、甲の取組に協力するものとする。

(苦情処理)

第18条 甲は、派遣労働者からその就業に関して苦情を受けた場合には、速やかに乙にその旨を通知し、甲乙協議して迅速かつ適正な処理を行い、結果について当該派遣労働者に通知するものとする。

(業務上の災害等)

第19条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める事業主の責任を負うものとする。

2 通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受けるものとする。

3 乙が前2項の規定に基づく手続を行う際には、甲は乙に協力するものとする。

(機密保持及び個人情報保護)

第20条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た、機密情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も、不正に漏えいし、若しくは開示し、又は不当な目的に使用する等してはならず、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 乙は、前項の義務を派遣労働者に周知するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。

3 前2項の義務に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(資料等の管理)

第21条 乙は、本契約による派遣業務を処理するために甲が用意した資料、情報及び機器等を善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ派遣業務以外の用途に使用してはならない。

2 乙は、前項の義務を派遣労働者に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の実施に関し乙に対して調査若しくは指示を行い、又は報告を求めることができるものとする。

(事故等の報告)

第22条 乙は、甲が派遣業務に必要なものとして用意した資料、情報、機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲及び乙は、前項の義務を派遣労働者に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。

3 甲及び乙は、前項の事故等が発生した場合には、遅滞なく詳細な経過報告及び今後の対処方針を相手方に提出しなければならない。

(調査等)

第23条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の実施に関し乙に対して調査若しくは指示を行い、又は報告を求めることができるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 本契約の履行に関し、故意又は重過失により第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰す事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その負担については甲乙協議して定める。

(派遣業務の変更等)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める契約単価その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項の規定による変更等によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し当該変更等のされた派遣業務の内容に係る派遣料金相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、当該変更等が甲の責めに帰すべき事由と認められない場合は、この限りでない。

(協議解除)

第26条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、本契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で残存する派遣料金相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(甲の解除権)

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、着手期間を過ぎても、正当な理由なく派遣業務に着手しないとき。

(2) 派遣労働者に次の事項に該当する事項があることにより、派遣業務に支障が生じるとき。

ア 不正な行為があったとき。

イ 正当な理由なく作業が著しく遅延するとき又は作業に着手しないとき。

ウ 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

エ 作業状況に著しく誠意を欠くと認められるとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当するものを契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（４）乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 28 条 次の各号のいずれかに該当する場合において、乙が甲に損害を及ぼしたときは、乙は違約金として、甲に生じる直接的損害額を、甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

（１）前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

（２）乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

（２）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の解除権）

第 29 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって派遣業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、当該解除の時点で残存する派遣料金相当額の範囲で損害を賠償しなければならない。

（解除に伴う措置）

第 30 条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する派遣料金を支払わなければならない。

（談合その他不正行為による損害賠償）

第 31 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として契約単価に仕様書に定める業務従事予定時間数を乗じて得た額（１円未満の端数については切り捨てる。）に 100 分の 110（100%は取引に係る消費税及び地方消費税の額）を乗じて得た額（１円未満の端数については切り捨てる。）の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。た

だし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

（1）公正取引委員会が、乙に独占禁止法の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、同法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、同法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により算出した賠償金の額を超える場合においては、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（報告等）

第32条 乙は、実務責任者及び派遣労働者が、毎勤務日終了後、勤務記録書を作成し、その内容について甲の定めた指揮命令者又は甲の指定する者の確認を受けるよう、指導しなければならない。

2 乙は、毎月の派遣業務が終了するごとに、速やかに派遣労働者の勤務時間及び時間外勤務時間を甲に報告しなければならない。

（検査及び引渡し）

第33条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく当該委託業務に関する成果品を添えて、甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受領したときは、その日から10日以内に提出された成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

（委託料の支払い）

第34条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めたときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。

4 乙は、甲の責めに帰する事由により、第2項の規定による支払が遅れた場合においては、未受領金額について遅延日数に応じ年3.0%の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとし、その額が100円未満であるときはこれを支払わないものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第35条 乙は、派遣事業の関係書類を派遣事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(権利の帰属)

第36条 本契約に基づき、派遣労働者が業務の実施に当たって発生した権利は、全て甲に帰属するものとする。

(契約終了時の引継、移行支援)

第37条 乙は、本契約の全部若しくは一部を解除し、又は契約期間が終了した場合には、業務に支障が生じることがないように甲又は甲の指定する者に対して、引継及び移行を支援しなければならない。

(事情変更の場合の措置)

第38条 この契約締結のときにおいて予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化により、契約単価が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約単価を変更することができる。

(代表者等の変更通知)

第39条 甲又は乙は、その代表者又は住所を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(契約外の事項)

第40条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関する疑義については、財務規則によるものとし、財務規則に定めのない事項または本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第41条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 8 年 月 日

委託者（甲） 福島県福島市杉妻町 2－1 6

福島県

福島県知事 内堀 雅雄

受託者（乙）

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は

廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。